特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第３００８号
大阪府茨木市真砂３丁目18番８号
清算株式会社　機革工業株式会社
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　協定債権
清算株式会社に対して協定債権を有する債権者とその有する協定債権の内容は、別表「協定債権弁済計画表」の「債権者」及び「協定債権額」欄記載のとおりである。
第２　弁済及び免除
１　確定弁済
本協定認可決定確定の日から１か月を経過した日が属する月の末日（これが休日又は祝日にあたるときは、前銀行営業日。以下「弁済日」という）に、別表「協定債権弁済計画表」の「番号」欄10記載の債権者（以下「特定債権者」という）を除く協定債権者（以下「本件協定債権者」という）に対し、別表「協定債権弁済計画表」の「確定弁済額」欄記載の金額（以下「確定弁済額」という）を弁済する。
２　追加弁済
清算株式会社は、その財産から、前項の弁済資金及び清算株式会社の清算手続を遂行するために必要な費用を控除した残額（以下「余剰金」という）が確定したとき、本件協定債権者に対し、確定した日が属する月の末日（これが休日又は祝日にあたるときは、前銀行営業日。以下「追加弁済日」という）に、余剰金を別表「協定債権弁済計画表」の「弁済基準額」欄記載の額の割合に応じて按分した額（以下「追加弁済額」という）を弁済する。但し、弁済額の計算において生じる１円未満の端数は切り上げる。なお、余剰金が生じない場合は、清算株式会社は、追加弁済をしない旨を本件協定債権者に通知する。
３　免除
⑴　特定債権者が有する協定債権は、本協定認可決定確定時に全額の免除を受ける。
⑵　本件協定債権者が有する協定債権は、追加弁済日または追加弁済をしない旨を通知した日に、協定債権額のうち、確定弁済額、追加弁済額及び別表「協定債権弁済計画表」の「出資金」欄記載の額の合計額を超える部分の免除を受ける。
第３　弁済の方法
１　協定による弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　本件協定債権者が振込先を指定しなかった場合、弁済の場所は清算株式会社の本店所在地（大阪府茨木市真砂三丁目18番８号）とする。
（別表省略）
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２８年（再）第２号
大阪府豊中市南桜塚２丁目９番25―102号
再生債務者　成　　耆允
主文　平成28年１月13日にした監督命令を取り消す。
平成28年８月23日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第１１３号
愛知県知多市八幡字荒古後133番地の５
再生債務者　角屋　光男
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年９月14日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月21日から平成28年９月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第１３５号
愛知県春日井市八田町６丁目５番地15　サープラスⅢ朝宮105号
再生債務者　松元　一貴
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年９月14日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月21日から平成28年９月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第１４９号
愛知県海部郡大治町大字砂子字山ノ前760番地の１　サンシャイン川八203号
再生債務者　小堤　和也
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年９月14日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月21日から平成28年９月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第１５０号
札幌市中央区北４条西17丁目１番地10　グリーンヒルズ901号
再生債務者　春木　伸一
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年９月15日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月29日から平成28年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第１８号
愛知県豊川市新道町２丁目２番地　グリーンハイムＫⅡ102号
再生債務者　加藤　信哉
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年９月15日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月23日から平成28年９月29日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（再イ）第２３号
愛媛県松山市空港通３丁目７番25号
再生債務者　山家　昌人
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年９月15日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月23日から平成28年９月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（再イ）第１６１号
札幌市西区山の手１条11丁目５番26号　ＫＹハイツ山の手301号
再生債務者　宮田　直幸
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年９月16日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月30日から平成28年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第３号
千葉県館山市沼1178番地の８
再生債務者　庄司　昌弘
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年９月20日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月28日から平成28年10月12日まで
千葉地方裁判所館山支部破産再生係

平成２８年（再イ）第４２２号
神奈川県横浜市磯子区磯子３―14―19
再生債務者　山崎　政宝
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年９月20日まで
4　一般異議申述期間　平成28年10月４日から平成28年10月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第７６号
神戸市兵庫区新開地４丁目５番27―1504号
再生債務者　山下　里幸
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年９月20日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月27日から平成28年10月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２８年（再イ）第７７号
神戸市垂水区高丸４丁目５番28号
再生債務者　藤原　秀行
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年９月20日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月27日から平成28年10月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係